

01 厚生年金制度に統一されました

■「被用者年金制度の一元化」とは

国内に住むすべての20歳以上の方の公的年金は、大きく下表のように加入年金機関と制度が分かれていましたが、平成27年10月から被用者（お勤めの方）の**年金制度が厚生年金に統一**されたため、以降の年金請求手続きなどに多少の違いが生じています。

主な加入者	年金制度	これまで	→	平成27年10月以降
自営業の方、学生、専業主婦…など	国民年金		→	國民年金
民間企業のサラリーマン、OL…など	厚生年金		→	厚生年金
国家公務員	国家公務員共済		→	※制度のみの統一で、支給事務などは共済組合等が引き続き実施します
地方公務員	地方公務員等共済			
私立学校の教職員	私学共済			

■共済年金加入の方は平成27年10月統一以降にどうなったか？

<年金相談はどこへ？>

年金相談や加入記録照会など、これまで加入している**共済組合等**（国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済）でしか相談できなかった事項が、日本年金機構（年金事務所等）でも可能になっています。ただしこれは統一後の期間に限ってのみです。

また統一以前に決定した退職共済年金についての相談はできませんので、従来通り共済組合等へご相談・お問合せください。

<「公務員共済年金のお知らせ」「私学ねんきんメール」などの案内文書はどうなった？>

「**ねんきん定期便**」に統一され、毎年の誕生日にハガキが送られています。

特に節目年齢である35歳・45歳・59歳の誕生日を迎える方には、より詳しい内容が封書で送られてきます。（2ページを参照）

「ねんきん定期便」の送付元は現在加入している共済組合等からです。



<年金を受給できる年齢になったら？>

かつての共済年金に相当する分（名称は厚生年金になっています）が受給できる年齢になる前に、共済組合等から「**ねんきん請求書**」が送られてきます。以前に厚生年金の加入歴もある方には別途、日本年金機構から「ねんきん請求書」が送られてきます。

これは制度統一後も、年金額の決定や支給は日本年金機構と共済組合等がそれぞれ実施するためです。つまり厚生年金と共済年金の両方へ加入していた方は、日本年金機構と共済組合等の両者から支給を受けることになります。

02

年金受給資格と受給開始年齢

■年金受給資格

「ねんきん定期便」には、あなたの「これまでの年金加入期間」が記されています。漏れがあると大変なことですから、過去の加入期間がどうだったのか思い出して、できるだけ詳細に下表に記入して、照合してください。(14ページの略年表をご参考に)

加入年金	あなたは?
国民年金（20歳以上で自営業、その配偶者、学生などの期間） 納付期間 免除期間 第3号被保険者期間 <small>注1</small> 学生・若年者の納付猶予期間	A <input type="text"/> カ月 ①～⑤の合計
	① <input type="text"/> カ月
	② <input type="text"/> カ月
	③ <input type="text"/> カ月
	④ <input type="text"/> カ月
カラ期間（合算対象期間）	⑤ <input type="text"/> カ月
厚生年金（サラリーマン・OLなどの期間）	B <input type="text"/> カ月
共済年金（公務員・私立学校職員などの期間）	C <input type="text"/> カ月

原則として表の**A+B+Cが25年(300カ月)以上**あれば年金を受給できます。それ以外の方には受給資格はありませんが、生年月日に応じた特例に該当する方もいらっしゃいます。また受給資格が発生するまで国民年金に任意加入することもできます。

■受給開始年齢

- 国民年金のみに加入していた方

お勤め（被用者）の経験がなく、国民年金のみに加入していた方	65歳から	老齢基礎年金
-------------------------------	-------	--------

- 厚生年金あるいは共済年金に加入していた方（お勤めがある方）

サラリーマン、OL、公務員、私立学校教職員など、厚生年金や共済年金に加入していた方	65歳未満	報酬比例部分 生年月日に応じて特別支給される（次ページ参照）。厚生・共済年金に合わせて1年以上の加入期間が必要
	65歳から	老齢基礎年金 老齢厚生年金

※これらは加入していた年金機関からそれぞれ支給されます。例えばサラリーマンと公務員の経験がある方は、日本年金機構と共済組合等の両方からそれぞれ相当額の年金が支払われるということです。

※報酬比例部分のうち**女性の厚生年金加入期間の相当分のみ**、特例として受給開始年齢が早くなっています。

■あなたの受給開始年齢と受給年金は?

3ページ「年金の受給開始年齢」をまとめると下表のようになります。「女性の厚生年金のみ特例アリ」と注意してチェックしてください。「厚」は厚生年金、「共」は共済年金の相当分を表わしています。

【表1】65歳までの年金(報酬比例部分)の受給開始年齢

生年月日	男性	女性
昭和26年4月2日～28年4月1日	厚・共とも 60歳 から	厚 60歳 から、共 60歳 から(※1)
昭和28年4月2日～30年4月1日	厚・共とも 61歳 から	厚 60歳 から、共 61歳 から(※2)
昭和30年4月2日～32年4月1日	厚・共とも 62歳 から	厚 60歳 から、共 62歳 から
昭和32年4月2日～33年4月1日	厚・共とも 63歳 から	厚 60歳 から、共 63歳 から
昭和33年4月2日～34年4月1日	厚・共とも 63歳 から	厚 61歳 から、共 63歳 から
昭和34年4月2日～35年4月1日	厚・共とも 64歳 から	厚 61歳 から、共 64歳 から
昭和35年4月2日以降	段階的に受給開始年齢が繰り下がります	

※1 昭和25年4月2日～27年4月1日に生まれた女性は、さらに**63歳**から定額部分が受け取れます。

※2 昭和27年4月2日～29年4月1日に生まれた女性は、さらに**64歳**から定額部分が受け取れます。

【表2】65歳からの年金

加入年金	受給年金(支給元)
国民年金のみに加入していた方	老齢基礎年金(日本年金機構)
厚生年金に加入していた方	老齢基礎年金(日本年金機構)、老齢厚生年金(日本年金機構)
共済年金に加入していた方	老齢基礎年金(日本年金機構)、老齢厚生年金(共済組合等)※
厚生年金と共済年金に加入していた方	老齢基礎年金(日本年金機構)、老齢厚生年金(日本年金機構と共済組合等)

※共済組合等から支給される老齢厚生年金を、制度統一以前は「退職共済年金」と呼んでいました。

■このノートの登場人物

生年月とプロフィール	加入年金と月数(ごとしの誕生日)	受給年金と開始年齢									
		昭和46年	50年	51年	54年	59年	63年	平成元年	23年	27年	ごとし28年
江戸一郎さん	昭和30年5月生まれ 大卒後23歳から市役所一筋で60歳を機に退職。 61歳から民間企業へ再就職する予定。		20歳～ 国民年金 36カ月	23歳～ 地方公務員共済 44カ月			～60歳 退職	～61歳	61歳	62歳～報酬比例部分 65歳～老齢厚生年金 老齢基礎年金	
江戸さくらさん	昭和31年5月生まれ はたちからOL。一郎さんと結婚後、32歳で退職し、第3号被保険者となる。			20歳～ 厚生年金 144カ月		32歳～ 第3号被保険者 314カ月		59～60歳 国民年金 12カ月	60歳	60歳～報酬比例部分 65歳～老齢厚生年金 老齢基礎年金	
浪花きよしさん	昭和26年10月生まれ 18歳から家業である「浪花屋」を経営。		20歳～ 国民年金 480カ月				～60歳	～65歳	65歳	65歳～老齢基礎年金	
浪花京子さん	昭和34年8月生まれ 短大を出て5年間は民間企業、5年間は私立学校へ勤める。きよしさんとの結婚を機に退職し家業を切り盛りするように。			20歳～ 厚生年金 60カ月	25歳～ 私学共済 60カ月	30歳～ 国民年金 324カ月	～57歳	57歳	61歳～報酬比例部分 (厚生加入期間分) 64歳～報酬比例部分 (共済加入期間分) 65歳～老齢厚生年金 老齢基礎年金		

04

共済年金の職域部分とは何でしょうか？

●65歳からの年金（職域部分とは）

平成27年9月までに共済組合等に加入していた期間については、65歳からの老齢厚生年金に加えて**職域部分**が支給されます。これは共済組合等から支給されます。事例人物では江戸一郎さんと浪花京子さんが権利を持っています。

職域部分という制度自体は平成27年10月の制度統一で廃止されていますので、これ以降に共済組合等に加入していた期間があっても、その期間分は反映されません。

その代わりに、新たに「年金払い退職給付」という制度が始まっています。これは民間企業が行っているいわゆる“企業年金”に相当する制度ですので、詳しくは加入している共済組合等へお尋ねください。

<職域部分>

平成15年 3月以前分	平均標準報酬月額 円	×	乗 率 1.425／1,000	×	加入月数 カ月	=	円
+	平成15年4月～ 平成27年 9月分	平均標準報酬額 円	×	乗 率 1.096／1,000	×	加入月数 カ月	

※1 共済加入期間が20年未満の場合は「0.713/1,000」

※2 共済加入期間が20年未満の場合は「0.548/1,000」

<受給額の例>



ほくの市役所勤務期間を上に当てはめると、

・平成15年3月までが、30万円×1.425/1,000×299ヶ月=127,822.5円

・平成27年4月までが、40万円×1.096/1,000×145ヶ月= 63,568円

つまり両方で**191,391円**が、65歳からの老齢基礎年金、老齢厚生年金に加算されるわけだね。



江戸一郎さん

<“3階建て”とは>

本人が言われているように、江戸一郎さんは65歳からは老齢基礎年金、老齢厚生年金、職域部分という年金を受給することになります。これをいわゆる“3階建て”と呼んでいます。浪花京子さんも学校職員だった5年間分の職域部分が加算されて3階建てになります。

しかし上述のとおり、平成27年10月の制度統一以降に共済組合等へ加入されても、この3階部分は発生しません。

